

遠軽町水道事業及び下水道事業 障がい者活躍推進計画

令和 7 年 4 月

1 計画策定の趣旨

遠軽町水道事業及び下水道事業は、職員総数がそれぞれ7人程度の小規模な機関であり、独自に障がい者に限定した募集・採用は行っていないが、障がい者雇用の推進に関する理解を促進するため、遠軽町水道事業及び下水道事業障がい者活躍推進計画を策定する。

2 計画の対象

遠軽町水道事業及び下水道事業

3 計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

4 障がい者である職員の活躍の推進に向けた目標

(1) 採用に関する目標

障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。

(2) 定着に関する目標

なし

※現時点で障がい者雇用なし。

5 目標を達成するための取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・障がい者雇用の際は、障がい者である職員の相談窓口を設定する。
- ・障害者職業生活相談員の選定義務が生じた場合で、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・障がい者である職員からの相談窓口への相談や個人面談の際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- ・実務能力向上のため、職場研修・階層別研修等の研修機会を確保する。

- ・本人の希望・能力等を踏まえた業務目標の設定、業務実績等を踏まえた人事評価を実施する。

(4) その他

障害者優先調達推進法に基づく「遠軽町の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」による発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。